

つなぐの

支援センターつなぐの

【事業目的】

指定障害者福祉サービス事業の就労継続支援 B 型の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援 B 型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援 B 型の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援 B 型の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 事務所・活動室 東大阪市永和1丁目24番2号幸永マンション1階
電話 06-6732-4905 FAX 06-6732-4906
水耕栽培ハウス JR 俊徳道駅～長瀬駅間の高架下

【職員配置】 管理者1名 サービス管理責任者1名(管理者兼務)
職業指導員1名 生活支援員2名

【対象者】 知的障害者、身体障害者、精神障害者、難病等対象者

【営業日及び時間等】

営業日 : 月曜日から金曜日(但し国民の祝日及び12月29日～1月3日を除く)
営業時間: 午前9時～午後5時45分
サービス提供時間: 午前9時～午後4時

【利用定員】 20名

【サービス提供方法及び内容】

- (1) 就労継続支援 B 型計画の作成
 - (2) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
 - (3) 就労の機会の提供及び生産活動(野菜の栽培)
 - (4) 実習先企業等の紹介
 - (5) 求職活動支援
 - (6) 職場定着支援
 - (7) 生活相談
 - (8) 健康管理
 - (9) 訪問支援
 - (10) 施設外支援
 - (11) 施設外就労
 - (12) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2)から(11)に附帯するその他必要な訓練、支援、相談、助言。

【日課】

時間	日課	備考
8:45	通所	着替え
9:00	朝礼	体調確認
9:15	ビニルハウスへの移動 準備体操	
9:30	午前作業開始 (途中休憩 10分)	
11:45	午前作業終了 事務所への移動	
12:00	昼食・休憩	
13:00	ビニルハウスへの移動	
13:15	午後の作業開始 (途中休憩 10分)	
15:30	午後の作業終了 後片付け・清掃 事務所へ移動	
15:50	終礼	
16:00	終了 帰宅	

【人材育成事業】

大阪府緊急雇用創設基金事業「地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）農と福祉の連携促進人材育成事業」を受託しその事業目標を誠実かつ確実に実施します。

農業（最新の水耕栽培設備）の業務経験と、そこで就労支援を受けている障害者の業務支援経験機会を計画的に提供し、農と障害福祉（就労支援）に関するスキルを身に付け、その分野で活躍できる人材を育成します。